

兵庫県医師国民健康保険組合同規約の一部改正

現 行)

第2章 被 保 険 者

(被保険者の区分)

第6条 組合は、組合員及び組合員の世帯に属する家族並びに准組合員とその家族を以って被保険者と
する。

ただし、組合員の世帯に属する者のうち、医師（勤務医師を含む）である者については、兵庫
県医師会員となり、組合員として加入しない限り組合の被保険者とならない。

改 正)

第2章 被 保 険 者

(被保険者の区分)

第6条 組合は、組合員及び組合員の世帯に属する家族並びに准組合員とその家族を以って被保険者と
する。

ただし、組合員の世帯に属する者のうち、医療及び福祉の事業又は業務に従事する医師（勤務
医師を含む）である者については、兵庫県医師会員となり、組合員として加入しない限り組合
の被保険者とならない。

附則

この規約は、平成26年4月1日より施行する。